

奈良県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があつた。

令和四年十二月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称		所 在 地
旧	新	
生駒郡三郷町信貴山東二一五〇―三三	生駒郡三郷町信貴山東四―一〇	